

ふじみ野市商工会建設工事等補助制度のご案内

ふじみ野市内の住宅・店舗・工場等を改修される場合

その費用の一部をふじみ野市商工会建設部会で補助します。

☆ 申込資格（全てに該当する方）

1. 申請時において、ふじみ野市に住民登録又は外国人登録のある方。
2. ふじみ野市内に住宅・店舗・工場がある方。
3. 住民税及び固定資産税又は家賃の滞納がない方。
4. 商工会住宅建設工事・リフォーム補助制度を過去に利用していない方。

☆ 補助対象工事

1. 申請者自らが所有又は賃借している住宅・店舗・工場のリフォーム及び建設工事であること。
2. ふじみ野市商工会建設工事等補助制度登録の事業者が実際に行う工事であること。
3. 建設工事金額が10万円以上であること。
4. 交付決定を受けた後に施行し、令和5年12月27日までに工事が完了すること。
※行政の補助を受ける工事は補助対象外となります。

【住宅建設工事の例】

- ・建物の内外装の改修工事
- ・屋根、といの改修工事
- ・玄関、居間等の間取りの変更工事
- ・台所、浴室、トイレ等水回りの工事
- ・増改築により床面積の増加する工事
- ・外構の改修工事

注) シロアリ等の防虫防蟻処理は、本事業には該当しません。

建設工事金額 10万円以上で
工事費の5% (上限 2万円) が
補助されます！



☆ 受付期間

令和5年8月15日（火）から令和5年12月27日（水）まで
（工事契約日が令和5年8月15日以降のものに限る。）

※受付期間内に補助金額が予算枠を超えた場合は、その時点で打ちきりとなります。
事前にふじみ野市商工会までお問い合わせ下さい。

☆ 補助の内容

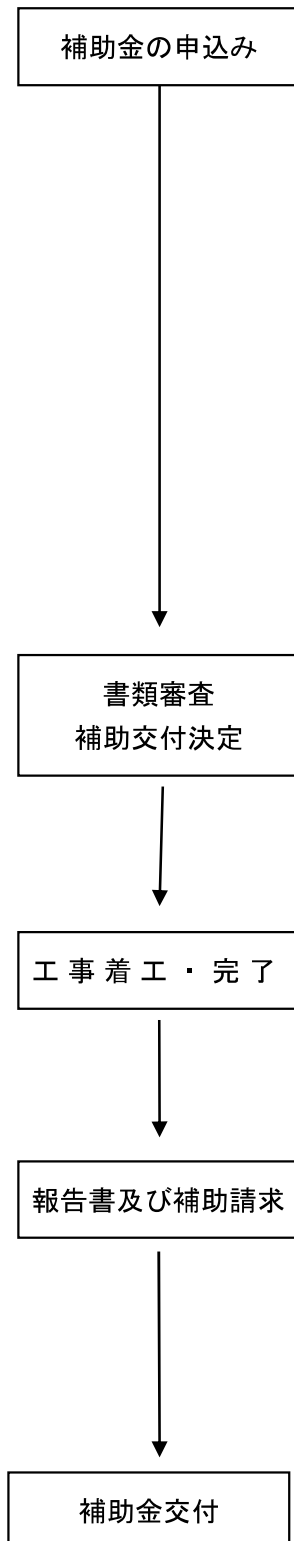
申請に基づき工事費の5%（上限2万円）で千円未満は切り捨てとなります。
※申請していただいた口座に振り込みとさせていただきます。

☆ 申し込み・問い合わせ先

ふじみ野市商工会 Tel 049-261-3156

登録業者は本チラシ記載の事業者になります。

◆◆◆◆申込みから補助金交付までの手順◆◆◆◆



- ◆ 「ふじみ野市建設工事等補助制度登録事業者」から事業所を選び、申し込む。
- ◆ 申請者又は登録事業所が、ふじみ野市商工会へ申請書を提出する。
 - <必要書類>
 - ①ふじみ野市商工会建設工事補助交付申請書(様式1号)
 - ②補助金受取予定口座の表紙及び見開き1~2ページの写し
 - ③(ア)住民税、及び固定資産税納税証明書
 - (イ)納税通知書の写し、及び通帳引落部分の写し
 - ※(ア)か(イ)のどちらかをご用意ください
 - (ウ)賃貸物件の場合は、賃貸契約書の写し
 - ④改修の見積書の写し
 - ⑤改修前の現場写真
- ◆ ふじみ野市商工会建設工事等補助交付申請書(様式1号)に商工会で必要事項を記入後、交付決定通知書を発行。
 - ※控えをお渡しします。
 - (ただし添付書類の不備等があった場合、再度提出後に交付決定通知書を発行)
- ◆ 交付決定通知後に着工し、令和5年12月27日までに工事完了。
- ◆ 工事完了後、申請者又は登録事業者が速やかにふじみ野市商工会に必要書類を提出する。
 - <必要書類>
 - ①ふじみ野市商工会建設工事等補助実績報告書及び補助金請求書(様式2号)
 - ②工事契約書又は請求書、及び領収書の写し
 - ③改修後の現場写真
- ◆ 全ての書類提出完了
- ◆ 申請時の登録口座に振り込みとさせていただきます。
 - 10月末締切分 ⇒ 11月中旬
 - 12月27日締切分 ⇒ 令和6年1月中旬

お早めの補助金請求にご協力をお願いいたします。